

特に優れた業績による奨学金返還免除制度

修士課程に内定制度が創設されます

修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」）へ
令和5年度に進学を予定している方から対象

修士課程等へ進学する前年度に進学を予定している大学院を通じて申請できます
(対象となる大学院へは機構から通知します)

制度創設の目的

優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、修士課程等での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています

免除者の割合

これまでの第一種奨学金貸与終了者数に対する30%とは別に、新たに5%が内定制度限定の推薦枠として、対象となる大学院に配分されます

対象要件

以下のいずれも満たす必要があります

- ① 大学学部等において修学支援新制度を利用していること 又は 非課税世帯であること
- ② 科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望していること
- ③ 将来上記②の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること

選考方法

上記の「対象要件」を満たしていることを大学院において確認したうえで、大学院入試の成績やこれに代わる大学学部の成績等をもとに、文部科学省令で定める各業績について十分な成果を挙げる見込みがある者として、総合的に評価し選考されます

中間評価

内定者となった場合は年に1回中間評価があり内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します（学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります）

貸与終了時には改めて業績免除の申請をする必要があります

第一種奨学金の申込みは別途手続きが必要です
内定制度の申請をただけでは第一種奨学金は受けられません

◆◆◆詳細は 進学予定の大学院にお問い合わせください◆◆◆

【参考】大学院 第一種奨学金(無利子奨学金) 特に優れた業績による奨学金返還免除制度の概要

大学院（修士課程・専門職学位課程・博士課程）において 第一種奨学金の貸与を受けた学生で貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる場合には 貸与期間終了時において その奨学金の全部又は一部（半額）の返還が免除される制度です

業績の種類

文部科学省令で定める次の専攻分野に関する業績について 各大学院において設定する具体的な評価項目により総合的に評価が行われます

- 一 学位論文その他の研究論文
- 二 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十六条第一項に定める特定の課題についての研究の成果
- 三 大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果
- 四 著書、データベースその他の著作物（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）
- 五 発明
- 六 授業科目の成績
- 七 研究又は教育に係る補助業務の実績
- 八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- 九 スポーツの競技会における成績
- 十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

申請方法

奨学金の貸与が終了した月の属する年度※に大学を通じて申請する必要があります
大学では推薦者の選考を行い 貸与終了者数に応じた推薦枠の範囲内で 機構に推薦します
機構では大学から推薦のあった方について 学識経験者により構成する認定委員会において免除者を決定します

※貸与期間中に挙げた業績が対象となります（在学期間中ではありません）

免除の実績【令和3年度貸与終了者】

| | | | | |
|---------|--------|---------|------|--------|
| 修士課程 | 貸与終了者数 | 18,820人 | 免除者数 | 5,646人 |
| 専門職学位課程 | 貸与終了者数 | 937人 | 免除者数 | 281人 |
| 博士課程 | 貸与終了者数 | 2,088人 | 免除者数 | 876人 |

博士課程内定制度

博士課程1年次に進学し 第一種奨学生として採用された人を対象に 貸与終了時に申請する特に優れた業績による返還免除の内定者として 決定する制度です

文部科学省関連機関が行う 主な競争的研究事業における 採択状況を勘案し対象となる大学に対し 推薦枠を配分します

詳しい情報はこちら

日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>

